

経営力向上計画について

松村 飛

内田会計事務所では、顧問先の皆様が新しく事業を開始される時や設備投資を行うときに、経営革新等支援機関として補助金申請などのサポートをさせていただいています。その中で今回は、「経営力向上計画」について説明させていただきます。

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。計画を作成（後申請）し、認定を受けた事業者は税制措置や金融支援を受けることができるというメリットがあります。以下では、認定を受けることによるメリットをご紹介します。

① 税制措置

指定期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等し指定事業に導入した場合に、即時償却または取得価額の10%の税額控除を選択適用することができます（中小企業経営強化税制）。

例えば、1,000万円の機械を取得したとき、その事業年度において、1,000万円全額を即時償却（全額損金）、または最大100万円（取得価額の10%）を法人税、所得税から控除することができます。似た税制措置に「中小企業投資促進税制」があります。違いは以下のとおりです。

	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
対象資産	機械装置（160万円以上） ソフトウェア（70万円以上） 器具備品・工具（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	機械装置（160万円以上） ソフトウェア（70万円以上）
特別償却	即時償却（全額損金）	30%償却
税額控除	10%（資本金3,000万円超え 1億円以下の法人は7%）	7%（資本金3,000万円超え 1億円以下の法人は対象外）

適用を受けるためには、取得する資産については原則、設備取得前に経営力向上計画の認定を受ける必要があること（例外あり）、事前に工業会等の証明書や所轄の経済産業局の確認書などの発行が必要になるなどの条件はありますが、その分メリットも大きいです。

また、認定を受けており、従業員の給与が前年度と比べて2.5%以上増加していた場合は、給与等支給増加額の最大25%の税額控除を受けることができます（所得拡大促進税制）。

> 2面へ

経営力向上計画について



> 1面より続き

② 金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、日本政策金融公庫より設備投資に必要な資金について、融資を受けることができます。内容は以下のとおりです。

● 貸付金利

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備資金（土地および建物に係る資金を除く）については、基準利率の約 **-0.6%** の特別利率の融資を受けることができます。（詳しい利率については日本政策金融公庫のホームページ(*1)をご参照ください。

● 貸付限度額

【中小企業事業】 7億 2,000万円（うち運転資金 2億 5,000万円）
【国民生活事業】 7,200万円（うち運転資金 4,800万円）

● 貸付期間

設備資金 20年以内、長期運転資金 7年以内（据置期間 2年以内）



その他、民間金融機関からの金融支援などがあります。

③ 補助金加算

小規模事業者持続化補助金などの補助金について、認定を受けている場合は補助金の審査時に優先採択のための加算がされます。また、加算がない場合でも、事業再構築補助金やものづくり補助金などの補助金対象の資産についての経営力向上計画の申請は可能となっています。併用できれば税制面についても有利になります。

その他より詳しい内容については、中小企業庁が掲載している「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」(*2)がございますので参照していただければと思います。

以上で今回の説明は終わらせていただきます。新しい機械の導入など、設備投資を考えていらっしゃる事業者様にはぜひ活用していただきたい制度です。ご興味がおありの方は弊社担当者にお尋ねください。

*1 日本政策金融公庫
中小企業事業（主要利率一覧表）

<https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html>



*2 中小企業庁
経営サポート「経営強化法による支援」

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

